

幼稚園教育要領・保育所保育指针对照表

(1) 幼稚園教育・保育所保育の目標

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
教育・養護の目標	学校教育法第23条 ・教育の目標（一～五）	第一章 総則 3 保育の原理 （一）保育の目標 ・教育の目標（イ～カ） ・養護の目標（ア）

(2) 教育・養護の具体的内容（5領域など）

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
総 則	第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 教育課程の編成 総論部分 1（教育課程の編成）	第一章 総則 3 保育の原理 （二）保育の方法 （三）保育の環境 第二章 子どもの発達 総論部分 第三章 保育の内容 2 保育の実施上の配慮事項 （一）保育に関わる全般的な配慮事項 ア （四）三歳以上児の保育に関わる配慮事項 イ 第四章 保育の計画及び評価 総論部分 1 保育の計画 （一）保育課程
発達の特性、 発達過程	該当無し （幼稚園教育要領解説に、「発達の特性」 について記述。）	第二章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
教育の内容等 （5領域）	第2章 ねらい及び内容 総論部分 健康 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 人間関係 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 環境 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 言葉 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い 表現 1 ねらい、2 内容、3 内容の取扱い	第三章 保育の内容 総論部分 1 保育のねらい及び内容 （二）教育に関わるねらい及び内容 ア 健康 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ イ 人間関係 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ ウ 環境 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ エ 言葉 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ オ 表現 （ア）ねらい、（イ）内容 ※ 第五章 健康及び安全 3 食育の推進 ※「内容の取扱い」は無いが、5領域に関わる配慮事項がある。（「2 保育の実施上の配慮事項」（一）イ、ウ、（四）ア、ウ～ク）
養護の内容等	該当無し （ただし、教育に随伴するものとして、 上記第2章の「ねらい及び内容」、第 1章の「総則」に、養護に関する事柄 が含まれている。）	第三章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 （一）養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持 （ア）ねらい、（イ）内容 イ 情緒の安定 （ア）ねらい、（イ）内容 2 保育の実施上の配慮事項 （二）乳児保育に関わる配慮事項 （三）3歳未満児の保育に関わる配慮事項

(3) 教育時間、教育方法等

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
週数、時数	第1章 総則 第2章 教育課程の編成 2 (年間の週数(39週を下らないこと)) 3 (1日の教育時間数(4時間を標準))	(児童福祉施設最低基準で、1日8時間を原則と規定。)

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
指導計画作成上の留意事項	第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 第1章 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (1)～(7)、(9) 2 特に留意する事項 (1)～(5) 1 一般的な留意事項 (2) (反省・評価と指導計画の改善) 【再掲】 2 特に留意する事項 (1) (安全指導) 【再掲】	第三章 保育の内容 2 保育の実施上の配慮事項 (一) 保育に関わる全般的な配慮事項 エ～カ (四) 三歳児以上の保育に関わる配慮事項 ケ 第四章 保育の計画及び評価 総論部分【再掲】 1 保育の計画 (二) 指導計画 (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 ア～エ 2 保育の内容等の自己評価 (一) 保育士等の自己評価 第五章 健康及び安全 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 (二) 事故防止及び安全対策

(4) 家庭や地域との連携・子育て支援等

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
家庭や地域との連携、子育て支援	第1章 総則 第2章 教育課程の編成【再掲】 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など (家庭や地域における幼児期の教育の支援関係部分) 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 第1章 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (8) (家庭や地域との連携) 第2章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 2 (地域の幼児期の教育のセンター)	第四章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 オ 家庭及び地域社会との連携 第六章 保護者に対する支援 総論部分 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
預かり保育	第1章 総則 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など (預かり保育関係部分) 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 第2章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 1 (預かり保育の留意事項)	該当無し

(5) その他

事 項	幼稚園教育要領	保育所保育指針
施設の役割、 社会的責任等	該当無し	第一章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割 4 保育所の社会的責任
評 価 (施設としての 評価)	(学教法28条、42条) (学教法施行規則39条、66～68条)	第四章 保育の計画及び評価 2 保育の内容等の自己評価 (二) 保育所の自己評価
健康・安全	(学教法12条) (学校保健安全法) (学校保健安全法施行令) (学校保健安全法施行規則)	第五章 健康及び安全 総論部分 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 (一) 環境及び衛生管理 3 食育の推進【再掲】 4 健康及び安全の実施体制等
資質向上	該当無し	第7章 職員の資質向上 総論部分 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等